農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省 令の一部を改正する省令案等(概要)

1 経緯

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定に当たっては、指定要件に該当するかを判断するための農用地の米及び土壌中に含まれるカドミウムの分析方法を「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」(昭和 46 年農林省令第 47 号。以下「検定省令」という。)で定めている。

これらの分析法について、平成22年5月の中央環境審議会答申において、新たな分析法の導入及び精度管理の考え方や抽出・定量操作における留意点を示した指針等の必要性が指摘されたことを受け、平成22年度より有識者等からなる検討会を設け、技術的な検討を行った。

今般、技術的検討の結果を踏まえ、改正検定省令案及び精度管理等の考え方を示した「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法に関するガイドライン(案)」を策定した。

2 検定省令改正案の概要

(1) 米に係るカドミウムの分析法について

検定省令第2条に定められている米に係る検定の方法について、別表第1に 掲げる方法(原子吸光法による検定の方法)に加え、誘導結合プラズマ発光分 光分析法による検定の方法(別表第2)、誘導結合プラズマ質量分析法による 検定の方法(別表第3)及びこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 を追加する。

(2) 土壌に係るカドミウムの分析法について

検定省令第3条に定められている土壌に係る検定の方法について、別表第2 に掲げる方法(原子吸光法による検定の方法)に加え、誘導結合プラズマ発光 分光分析法による検定の方法(別表第5)、誘導結合プラズマ質量分析法によ る検定の方法(別表第6)を追加する。

3 ガイドライン案の概要

測定値の信頼性を確保するため、以下の点を解説。

- ① 作業手順の文書化や測定値の精度の確認等の内部精度管理の取組及び技能試験等への参加による外部精度管理の取組
- ② 改正検定省令案において追加される米に係る同等な試験法について、当該試験 法の妥当性を確認するための方法

4 今後のスケジュール

(検定省令)

公布:平成24年8月上旬

施行:公布の日 (ガイドライン)

公布と同時に公表